



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 8月13日火曜日 第1381号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要（3件）...	923
保安林の指定の解除（2件）.....	924
解除予定保安林（2件）.....	924
加入区の設定（養殖共済）.....	924
特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧.....	924

道路の供用開始（県道鈍川伊予大井停車場線）.....	924
----------------------------	-----

公安委員会告示

運転免許取得者教育の認定.....	925
-------------------	-----

任 免 辞 令

青木勉外.....	926
公営企業任免辞令.....	926

告 示

○愛媛県告示第1410号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部商工流通課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成14年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
ベスト電器今治店	今治市南高下町一丁目16番地6	生活環境保持の見地からの意見はなし。	<ul style="list-style-type: none"> 増設店舗と別敷地の新設駐車場との間を通行する来客の安全確保に努めること。 交通整理員の配置など適切な渋滞緩和策を講じること。 騒音防止に努めること。

○愛媛県告示第1411号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

当該意見は、愛媛県経済労働部商工流通課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成14年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要
ディック東予店	東予市北条1594番地	<ul style="list-style-type: none"> 店舗東側駐車場出入口において、円滑な車両の通行に努めること。 夜間の照明について、生活環境の保持に努めること。 店舗敷地内の緑化など街並みづくりに配慮すること。

○愛媛県告示第1412号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

当該意見は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成14年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要
コープ余戸	松山市余戸南四丁目19番地35	ごみの減量化及びリサイクルの推進に努めること。

○愛媛県告示第1413号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 8月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
越智郡大三島町大字宮浦2716の4、2715・2731（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び大三島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1414号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 8月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東宇和郡野村町大字野村17号58の3
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1415号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年 8月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所
西宇和郡三瓶町大字朝立字詠山8番耕地474の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため

○愛媛県告示第1416号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

○愛媛県告示第1419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所
西宇和郡三瓶町大字朝立字詠山8番耕地486の3から8番耕地486の6まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため

○愛媛県告示第1417号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により、一定の水域を次のように定める。

平成14年 8月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんぱち養殖業、小割り式2年魚かんぱち養殖業又は小割り式ひらめ養殖業

加入区の名称	区 分
宇和海第202加入区	宇特区第380号漁業権漁場の区域

2 真珠養殖業

加入区の名称	区 分
宇和海第452加入区	宇区第477号漁業権漁場の区域
宇和海第453加入区	宇区第478号漁業権漁場の区域
宇和海第454加入区	宇区第479号漁業権漁場の区域

○愛媛県告示第1418号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定に基づき、八幡浜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第4項の規定により、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を八幡浜地方局産業経済部水産課において告示の日から20日間公衆の縦覧に供する。

平成14年 8月13日

愛媛県知事 加戸守行

平成14年 8月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鈍川伊予大井停車場線	越智郡玉川町大字與和木字マルヤマ甲815番地先から 同大字字ミノコシ甲809番11地先まで	平成14年 8月13日

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第15号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、平成14年8月1日次のとおり運転免許取得者教育の認定をしたので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

平成14年 8月13日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

運転免許取得者教育を行う者			運転免許取得者教育に使用する施設		運 転 免 許 取 得 者 教 育 の 課 程 の 区 分 及 び 名 称
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	所 在 地	
宇摩自動車教習所	石崎 倫良	伊予三島市中央五丁目4番20号	宇摩自動車教習所	川之江市川之江町4087番地30	第3号課程 高齢者講習同等教育 第4号課程 熟年者安全運転教育 第5号課程 山間地等安全運転教育 第6号課程 更新時講習同等教育 (70歳以上) 第6号課程 更新時講習同等教育 (70歳未満) 第7号課程 高速安全運転教育 第7号課程 四輪習熟運転教育 第7号課程 二輪習熟運転教育
東予自動車学校	桂 利夫	伊予三島市具定町660番地	東予自動車学校	伊予三島市具定町660番地	
中央新居浜自動車学校	秋月 眞孝	新居浜市清水町12番49号	中央新居浜自動車学校	新居浜市清水町12番49号	
新居浜自動車教習所	大山 房夫	新居浜市秋生2750番地	新居浜自動車教習所	新居浜市秋生2750番地	
壬生川自動車教習所	中村 忠司	東予市石田284番地	壬生川自動車教習所	東予市石田284番地	
今治自動車教習所	渡邊 一志	今治市東村南一丁目1番1号	今治自動車教習所	今治市東村南一丁目1番1号	
今治中央自動車教習所	阿部半次郎	今治市小泉五丁目11番21号	今治中央自動車教習所	今治市小泉五丁目11番21号	
波止浜興産自動車教習所	八塚 誠一	今治市内堀二丁目1番15号	波止浜興産自動車教習所	今治市内堀二丁目1番15号	
愛媛自動車学校	増田 徹也	松山市吉藤二丁目2番38号	愛媛自動車学校	松山市吉藤二丁目2番38号	
城西自動車学校	岡 豊	松山市道後町二丁目2番15号	城西自動車学校	松山市中央一丁目1番41号	
石原自動車教習所	石原 実	松山市空港通四丁目8番12号	石原自動車教習所	松山市空港通四丁目8番12号	
第一自動車教習所	大石 徹	松山市被川一丁目1番56号	第一自動車教習所	松山市朝生田町四丁目4番32号	
あいしょくドライビングスクール	清水 哲也	温泉郡重信町野田二丁目11番地1	あいしょくドライビングスクール	温泉郡重信町野田二丁目11番地1	
上浮穴自動車教習所	上岡 義幸	上浮穴郡久万町大字久万町甲394番地	上浮穴自動車教習所	上浮穴郡久万町大字上野尻甲685番地	
大洲自動車教習所	永井 水澄	大洲市新谷甲1177番地	大洲自動車教習所	大洲市新谷甲1177番地	
八幡浜自動車教習所	村井 英治	西宇和郡保内町宮内一番耕地182番地の1	八幡浜自動車教習所	西宇和郡保内町宮内一番耕地182番地の1	
宇和自動車教習所	沖野 一	東宇和郡宇和町大字上松葉420番地	宇和自動車教習所	東宇和郡宇和町大字上松葉420番地	
宇和島自動車学校	山下 昌宏	宇和島市錦町3番22号	宇和島自動車学校	宇和島市伊吹町968番地1	
交安ドライビングスクール	永井 通康	宇和島市伊吹町小倉1421番地	交安ドライビングスクール	宇和島市伊吹町小倉1421番地	
南宇和自動車教習所	前田アイ子	南宇和郡城辺町甲531番地	南宇和自動車教習所	南宇和郡城辺町甲531番地	

注 この表において「第3号課程」とは運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第3号に掲げる課程を、「第4号課程」とは同条第4号に掲げる課程を、「第5号課程」とは同条第5号に掲げる課程を、「第6号課程」とは同条第6号に掲げる課程を、「第7号課程」とは同条第7号に掲げる課程をいう。

任 免 辞 令

○任免辞令

7月31日

愛媛県事務吏員 青 木 勉

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない（愛媛県職員退職手当条例第14条）

8月1日

佐 藤 秀 夫

愛媛県事務吏員に任命する

行政職10級を命ずる

農林水産部次長を命ずる

○公営企業任免辞令

7月31日

愛媛県技術吏員 三 好 真紀子

願により本職を免ずる

8月1日

尾 山 真 美

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（三）2級を命ずる

技師を命ずる

県立中央病院勤務を命ずる